

一、教団をめぐる法的諸問題

安 武 敏 夫
(龍谷大学)

一 教団に関する法律学的研究

(一)、研究目的 特定の教団が、その独自の宗教活動(教義の宣布、信者の教化育成など)を通じて、本来の宗教目的を達成するには、それに相応しい組織形態、管理運営方式が規定されておくことが望ましい。

(二)、研究の問題点 この点の考察には次の諸点の検討が必要である。

1. 現行法(特に宗教法人法)との関係において、最も適法、適正と考えられる宗教団体の組織形態、管理運営方式を宗派宗教法人規則として制定しなければならない。

2. 研究対象となる教団の立宗以来今日までの——特に明治初期以来戦後の宗教法人法制定期まで——歴史的展開過程を、宗教史学(われわれの場合は仏教史学)的研究と法制史的研究との両面から検討し、その過程にみられる教団本部機構(一般的には宗派機構がこれにあたる。後記参照)による末寺を含む全教団の管理運営方式の慣行化され

たもの、すなわち教団における慣習法の形成過程を研究することは極めて重要である。このような研究を抜きにしては、教団の全体的把握は不可能であり、単に宗教法人法という法の碎の中においてのみ教団を見るという誤りをおかすことになろう。

3. 教団は、これを構成要素からみれば、本山を頂点とし一般寺院（末寺）を構成員とする社団というべきである。したがって、その本山と末寺との法的結び付きの関係、構成員数の多少、社会への布教範囲の広狭は、当然に社団としての教団の組織形態、管理運営方式、さらには財産の所有形態にも一定の影響を及ぼすことになろう。したがって、教団の組織規模、教線の現状の検討が必要である。

4. 以上の2、3の考察から、当該教団に最も妥当な教団の内部的自律規範のあり方を検討し、自律規範の法律的適法性を明確にするとともに、内部的とはいえ自律規範こそが教団の法律関係を支配する重要な法源の一であることを明らかにする必要がある。その上で、自律規範と現行法体系との間に矛盾がある場合には、宗教団体法理の原点に還って再検討することが、宗教法研究の基本的研究視角である。

(三)、宗教法の基本概念としての教団

宗教法においては、幾つかの重要な法概念があるが、(例、本山、寺院、住職、宗派等)、その中で教団という概念は、最も基本的なものであり、宗教法は教団という基本概念から出発しなければならぬ。したがって、宗教法の研究は、教団の概念規定、教団の構成要素の分析から始められる。以下若干の問題点のみを指摘する。

1. 教団と包括宗教法人(宗派)とは同一の性質のものではない。

包括宗教法人(以下「宗派」という)とは、宗教法人法一条の目的(宗教団体の財産の所有、維持運用など世俗的目的)の範囲内においてのみ法人格が付与される法二条二号の宗教団体をいう。したがって、ここでは宗教団体本来

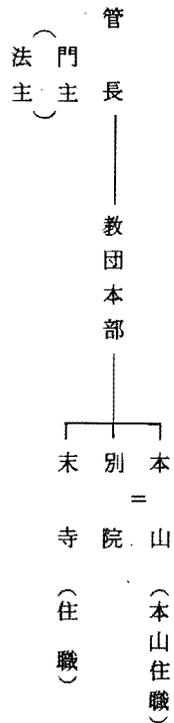
の目的である宗教及宗教活動は、法の規制の対象とはなっていない。しかしながら、宗教団体は、宗教法人法の規制を受ける世俗的側面(法的側面)と規制の外にある聖的側面(宗教的側面)の両機能を有しながら存在するのである。このような二面性を有するものを教団というように規定するならば、教団とは、法律的意義における組織体としての宗派と、宗教本来の目的達成のために内部的自律規範をもって秩序維持を図る教団本部組織とを兼有するもの、すなわち二面性を有する全一的総合的性質を有する社団といわなければならない。教団を前記のいづれか一側面においてのみ考察することは、その前提において誤りである。

2. 法律的意義における組織体としての宗派と宗教的意義における教団本部とは、その組織原則の上で明確な区別を要する。

現在の各教団においては、宗派的機能と教団本部的機能は、「宗派」という宗教法人法上の機構に兼有されているのが現状である。しかしながら、両者の機能、権能はその重要な部分においては明確に区分されるべきである。たとえば、教団の最高責任者は宗教的意味における最高の地位を占める者であり、(例、門主、法主)、彼が宗教的的地位者であることよって、たとえば、住職任免権や異安心審決権を有するのであり、これらの機能は他の者に分有されるべき性質のものではない。また逆に、彼が聖職者としての最高位にあるということは、彼が世俗的意義での宗派組織のいかなる地位にも就くべきでないことを同時に意味している。もし、この二面的地位を特定の人が兼有する場合には、宗教の尊厳が損われ、ひいては世人の宗教そのもののえの不信を生ぜしめる恐れさえでてこよう。

3. 教団の構成要素 以上のような諸点を検討すると、教団は次のような要素から構成されるものというべきであろう。

A 宗教的意義における教団の構成要素



本山住職が管長たる宗教上の最高の地位に就くのが通常であるが、両者はその権能において相違がある。
 B 法的意義における教団（宗派）の構成要素



C 教団本部の機能権限のうち、宗教的側面以外のものは、宗派機構で兼務することになる。特にBにおける宗派と一般寺院の間には宗教法人以上の包括関係は設定されるが、そこには上下関係、管理統制関係は存在しない。しかしながら、教団全体の団体秩序を維持するためには、内部的自律規範を制定し、これによる下部組織の管理統制権がなくてはならない。そしてその権限の内、純粹に宗教的な意義をもつもの（儀式執行権、住職任免権、異安心審決権など）は宗教的最高地位にある管長の権限とし、それ以外の社団としての教団の管理運営のための内部的自律規範にもとづく権限は教団本部の長（例、総長・宗務総長）に、また宗教法人規則のうえでの世俗的権限は代表役員の権限とされるのである。したがって、三者の地位が一人又は二人の者によって兼有されている場合でもこの権限の区分は

明確に分離して理解されておくことが必要である。

二 本山に関する法律学的研究

(一) 本山・管長の地位の変化

1. 明治期 明治期において管長制が設置されるようになり、それまでの、本山住職が教団の権威者、権力者として末寺を支配するという本山による末寺支配形態は崩壊し、社団の代表者としての管長が団体法理に基づいて末寺住職を統制するという機能を媒介に、教団の本末関係(封建的な意味での本末制度と違う)を維持するという関係ができた。この段階において、近世における本山則教団という意義における本末制度は変質することになる。最も重要な変化は、管長制の採用によって教団の独自性、社団性が明確な形で現われはじめ、宗教上の法務・寺務は本山が行ない、それ以外の宗務は宗派・管長が行なうという仏法面と世俗面の分離が生じはじめたことである。同時に他の重要な側面は、このような変化を受けて本山住職の地位そのものが変質しはじめたことである。徳川期における宗門権力を一手に集中していた本山住職という存在から、教団の根本道場、宗教的な意義に限定された宗教権威の象徴としての存在に変わるのである。そしてこの変化は戦後宗教法人法の成立によって一層拍車をかけられることになる。

2. 戦後

戦後における宗教法人法はさらに、管長等という宗教上の地位と法人としての宗教団体の代表者たる地位とを分離可能ならしめたことよって、この傾向はいよいよ顕著になる。今日の教団の基本的な関係は、宗教目的達成のための信仰の霊場、僧籍者の根本道場としての本山、および信仰の象徴的存在としての管長(門主、法主等宗教上の最高の象徴的地位)と、本山を信仰の基礎にしながら壇信徒に対して布教活動を直接に行なう寺院との宗教的關係である。

そして両者を結びつけるものが教義であるということができよう。

(二)、研究上の問題点

1. 宗教的最高の地位としての本山住職、教団主管者（各教団によって、門主、法主、管長等の名称でいわれる）たるものと、宗教法人の代表役員たる法律上の地位にあるものが、分離可能になり、それぞれ別の選出方法によって別の人がその地位につきうることになった。このことによって、従来の教団関係は変わり、その法的側面においては、社団における構成員と全体としての教団との関係という団体的色彩を強くもつに至り、同時に社団の内部問題としては宗教団体を維持発展させるために近代法的観点からの自律性（内部的自律規範の制定、自主的管理運営）が求められることになる。

2. 本山の教団における位置づけの変化は、宗教法人法の制定によってより一層明確の形態をとることになる。すなわち、本山は、宗教法人法上は法二条一号の団体と規定されていることの意義である。教団関係においては本山——末寺の信仰的上下関係はあっても、宗教法人法の上では、宗派と本山との関係は、宗派と末寺との関係と全く同一であるのであって、本山も末寺も等しく宗派の構成単位団体であり、被包括宗教団体なのである。本山則教団という図式においては本山を抜きにした教団や末寺は考えられなかったが、本山が宗派の被包括団体と構成されることによって、本山も一定の根拠があれば、被包括関係を廃止して単立寺院となる途が生じたのである。ここに本山離脱可能性の法的根拠があるのである。

三 本山離脱に関する研究

本山離脱は、まさに法二条による本山の単立寺院化、および法二六条一項の落し子であるが、このような本山離脱は、本山の地位が如何に変質してきたとはいえ、認められるべきではなからう。本山の教団に対する関係は、不即不離の関係にあり、本山のない教団が存在しえないように、教団を抜きにした本山は全く存在意義がないといわなければならないからである。

問題は、このような本山の教団における特殊性を一般寺院（法二条一号寺院）に解消し、法的性質としては一般寺院と同様に、宗派に包括される単位法人として扱う点にある。もしこのように考えるならば、本来の意味における宗教団体的立場から、すなわち宗派と教団・本山の自同性から、宗派の責任役員が本山宗教法人の責任役員を兼ねる場合について、これを法二六条一項の「一定の権限」と解することさえ可能となる。このような解釈は本山の特殊性を没却したものであり、宗教団体の本質を理解しない解釈論であるといっても過言ではなからう。

本山離脱は宗教団体にとつての最悪の離脱形態であるとともに、一般社会における宗教への不信感を強めるという意味においても、許されざることであるが、現実に具体的事例が存在することは極めて残念なことである。

本稿は、第一回賛助会員宗教法制研究会報告のためのレジюмеである。十分に意を尽くさないところも多々あり、後日改めて論点を整理したいと考えている。ご寛容のほどお願いする。